



大紀町空家等除却補助金

そのまま放置すれば周辺の住環境に悪影響を及ぼすおそれのある不良空家等の除却を促進し、地域住民の生命及び財産の保護並びに住環境の保全を図るため、不良空家等の除却工事に要する費用の一部（上限100万円）を補助します。

1 対象となる空家等

- ・ 特定空家等・・・町が認定を行った建築物等
- ・ 不良空家・・・次の①～④の条件に全て該当するもの

※ 不良空家に該当するか否かは町の判定が必要となりますので、事前にご相談ください。（無料）

- ① 1年以上使用されていないことが常態であるもの
- ② 延べ床面積の2分の1以上が居住用として使用されていたもの
- ③ 構造等の腐朽又は破損などにより、著しく危険性のあるもの

※ 空家等の周囲に民家等又は道路や公園があり、そのまま放置すると破損等により周囲に対して影響があるもの

- ④ 他の公的な補助金等の交付を受けていない（受ける予定がない）もの

2 補助対象者

次の①～⑤のすべてを満たす者（個人に限る）が対象となります。

- ① 対象建築物の所有者（相続人）

（※ 建築物の所有者と土地の所有者が違う場合は、土地の所有者の除却についての同意が必要です）

- ② 対象建築物が複数人の共有（相続人を含む）である場合は、その共有者全員から除却についての同意を得られる者であること。

- ③ 対象建築物に所有権以外の権利が設定されていないこと

（ただし、その権利を有する者全員から除却についての同意を得られれば可）

- ④ 町税等の滞納がないこと（※ 上記②の共有者についても同様）

- ⑤ 暴力団員でないこと（※ 上記②の共有者についても同様）

3 対象となる工事

次の①、②の両方を満たす工事が対象となります。

①町内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者であって、建設業法に基づく国土交通大臣若しくは三重県知事による許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく三重県知事による登録を受けた事業者が施工する工事であること。

②補助対象となる空家敷地内にある全ての工作物を除去すること

(※補助金の交付を決定する前に、契約・工事着手したものは対象外)

(※家財道具等は補助対象外)

4 補助金の額

不良空家等の除却工事に要する費用の5分の4以内の額(限度額:100万円)

※(1,000円未満切り捨て)令和4年度補助予定件数(2軒)。予算の範囲内

5 募集期間

令和4年7月25日から令和4年12月15日まで(※予算がなくなり次第終了します。)

※不良空家の事前判定申請の受付は、令和4年11月15日を目途に終了します。

6 注意事項

- ・除却工事の請負契約は、補助金交付決定を受けた後に契約を結ぶ必要があります。
- ・令和5年2月末までに、工事及び完了実績報告書の提出を完了する必要があります。
- ・建築物を除却した場合、固定資産税の住宅用地特例が適用されなくなるため、固定資産税が増額することがあります。
- ・除却後の空き地の適正管理を行う必要があります。

【 お問い合わせ 】

大紀町役場 建設課

電話 0598-86-2247

E-mail kes@town.mie-taiki.lg.jp